

令和 6 年度の国民健康保険税率（案）について

<このページは空白です。>

1 令和6年度の国民健康保険税率（案）について

第1回国民健康保険運営協議会（令和5年12月26日開催）に諮問した「令和6年度の国民健康保険税率（案）」について、答申された事項を踏まえ、令和6年度の国民健康保険税率を次のとおり設定した。

（1）令和6年度の国民健康保険税率（案）

税率：令和6年度の国民健康保険税率は、令和5年度税率のまま据え置きとする。

理由：物価高騰が続く中で被保険者の負担軽減を図るため。また、保険税を据え置いた場合であっても、納付金減額による法定外繰入金の前年度比での減額が見込まれるため。

区分	標準保険料率（本算定）		R5年度（現行）		R6年度（案）		
	税率	割合	税率	割合	税率	割合	
医療	所得割	6.75%	57.9	6.30%	55.0	6.30%	56.8
	均等割	28,206円	42.1	25,400円	45.0	25,400円	43.2
	平等割	19,111円		23,100円		23,100円	
後期	所得割	2.76%	57.6	2.30%	53.0	2.30%	55.1
	均等割	11,254円	42.4	8,900円	47.0	8,900円	44.9
	平等割	7,625円		10,300円		10,300円	
介護	所得割	2.28%	59.6	2.07%	56.8	2.07%	58.5
	均等割	11,369円	40.4	9,000円	43.2	9,000円	41.5
	平等割	5,782円		8,000円		8,000円	
賦課総額（一般）（※1）		378,900,130円		382,853,804円		358,027,297円	
対前年度		—		—		▲24,826,507円 -6.5%	
対標準保険料率		—		+3,953,674円		▲20,872,833円	
調定額（一般）（※2）		340,431,749円		329,272,300円		320,396,971円	
対前年度		—		—		▲8,875,329円 -2.7%	
対標準保険料率		—		▲11,159,449円		▲20,034,778円	
一人当たりの調定額		126,413円		122,269円		118,973円	
対前年度		—		—		▲3,296円 -2.7%	
対標準保険料率		—		▲4,144円		▲7,440円	

（※1）令和5年11月末現在の被保険者データで試算

被保険者数（一般） 2,693人

（※2）調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

豊山町国民健康保険事業推計シミュレーション

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末時点)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
世帯数	1,963	1,946	1,911	1,808	1,735	1,681	1,629	1,579	1,530	1,483
前年比率		-0.87%	-1.80%	-5.39%	-4.04%	-3.02%	-3.02%	-3.02%	-3.02%	-3.02%
被保険者数	3,277	3,187	3,063	2,861	2,693	2,565	2,442	2,326	2,215	2,109
前年比率		-2.75%	-3.89%	-6.59%	-5.87%	-4.78%	-4.78%	-4.78%	-4.78%	-4.78%
療養給付費(療養費含む)	740,083,537	714,727,572	715,381,095	679,008,996	659,928,843	641,384,843	623,361,929	605,845,458	588,821,201	572,275,325
前年比率		-3.43%	0.09%	-5.08%	-2.81%	-2.81%	-2.81%	-2.81%	-2.81%	-2.81%
一人当たり療養給付費	225,842	224,263	233,556	237,333	237,373	237,413	237,453	237,493	237,533	237,574
前年比率		-0.70%	4.14%	1.62%	1.69%	1.69%	1.69%	1.69%	1.69%	1.69%

試算① 令和6年度で法定外繰入金を解消する場合

①賦課総額							←賦課総額			
R5で法定外解消	384,492,596	385,888,412	372,675,455	392,008,264	382,853,804	390,249,753	9%増			
前年比率		0.36%	-3.42%	5.19%	-2.34%	1.93%				
①法定外繰入金	65,949,000	45,998,000	15,053,000	12,465,000	35,395,000	0				
前年比率		-30.25%	-67.27%	-17.19%	183.96%	法定外解消				

試算② 令和6年度より毎年賦課総額を3%増額して法定外繰入金を解消する場合

②賦課総額										
R6より毎年3%増	384,492,596	385,888,412	372,675,455	392,008,264	382,853,804	367,908,296	360,320,000	353,094,000	346,214,000	
前年比率		0.36%	-3.42%	5.19%	-2.3%	-3.9%	-2.1%	-2.0%	-1.9%	
②法定外繰入金	65,949,000	45,998,000	15,053,000	12,465,000	35,395,000	18,776,917	9,921,000	1,065,000	-7,790,000	
前年比率		-30.3%	-67.3%	-17.2%	184.0%	-47.0%	-47.2%	-89.3%	法定外解消	

試算③ 令和6年度は税率を据え置き、令和7年度より毎年賦課総額を3%増額して法定外繰入金を解消する場合

③R6賦課総額据え置き										
R7より毎年3%増	384,492,596	385,888,412	372,675,455	392,008,264	382,853,804	358,027,297	350,911,000	344,135,000	337,683,000	331,539,000
前年比率		0.36%	-3.42%	5.19%	-2.3%	-6.5%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-1.8%
③法定外繰入金	65,949,000	45,998,000	15,053,000	12,465,000	35,395,000	28,002,167	19,146,000	10,290,000	1,434,000	-7,421,000
前年比率		-30.3%	-67.3%	-17.2%	184.0%	-20.9%	-31.6%	-46.3%	-86.1%	法定外解消

(2) 賦課限度額の引き上げ

1 改正理由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、下記のとおり賦課限度額を改定するため豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

2 改正概要

条例	改正の概要		
第2条3項	後期高齢者支援金分 賦課限度額	200,000円	→ 220,000円
第23条	後期高齢者支援金分 賦課限度額	200,000円	→ 220,000円

3 施行期日

令和6年4月1日

(3) 軽減基準の引き上げ【追加報告】

1 改正理由

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされた。つきましては、地方税法施行令の一部改正（予定）に伴い、下記のとおり基準額を改定するため豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

2 改正概要

軽減種別	改正有無	軽減基準所得（世帯主及び国保加入者等の合計所得） ※国保加入者等：国保加入者及び国保から後期高齢者医療に移行した人
7割軽減	改正なし	基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	改正前	基礎控除額 43 万円 + 29 万円 × (国保加入者等の人数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
	改正後	基礎控除額 43 万円 + 29 万 5 千円 × (国保加入者等の人数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	改正前	基礎控除額 43 万円 + 53 万 5 千円 × (国保加入者等の人数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
	改正後	基礎控除額 43 万円 + 54 万 5 千円 × (国保加入者等の人数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

3 施行期日

令和6年4月1日

2 国民健康保険事業費納付金【本算定結果】

(1) 国民健康保険事業費納付金【本算定結果】

令和6年1月19日付けで愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の本算定結果』が示された。

令和6年度（本算定） ①	令和6年度（仮算定） ②	令和5年度（本算定） ③	仮算定との差額 =①－②	前年度との差額 =①－③
410,738,667 円	410,769,304 円	466,505,048 円	△30,637 円	△55,766,381 円

豊山町及び近隣市町の一人当たり納付金

市町村名	令和6年度本算定結果		令和5年度		前年度との差 ①－②
	一人当たり納付金	順位（※）	一人当たり納付金	順位（※）	
豊山町	167,103 円	24 位	156,074 円	29 位	11,029 円
春日井市	163,019 円	35 位	155,047 円	31 位	7,972 円
小牧市	167,141 円	23 位	157,922 円	21 位	9,219 円
清須市	172,514 円	15 位	159,208 円	19 位	13,306 円
北名古屋市	168,067 円	20 位	161,113 円	16 位	6,954 円
大口町	177,854 円	7 位	164,818 円	12 位	13,036 円
扶桑町	159,764 円	43 位	149,071 円	46 位	10,693 円
県平均	166,930 円	—	158,002 円	—	8,928 円

※順位は全54市町村中、高い順